

2020文議第394号
令和2年9月3日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
海老澤 敬子

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (3件)	第9号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
	第10号	消費税率5%への引き下げを求める請願
	第11号	種苗法改正に関する請願
建設 (4件)	第12号	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を盛り込んだ文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
	第13号	区の主な都市計画関連の条例において「文京区都市マスタープラン」の趣旨に整合するよう努めることを明記することを求める請願
	第14号	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう改めることを求める請願
	第15号	地域住民が自主的に策定した「まちづくり協定」や「まちづくり憲章」等を、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」支援の仕組みの検討を求める請願
文教 (1件)	第16号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第9号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	関 川 け さ 子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後楽園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために公営競馬は無観客で実施されております。これを機に、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

コロナ禍のもと、営業を続けられるか、廃業か日々悩み苦しんでいる区民に寄り添い、ギャンブル施設からの収益ではなく、それぞれの生業が持続可能となり、納税もできるように、区も補償に力を尽くして下さい。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」(2017年9月)、と述べています。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。普通の人々の不幸を増大させて成り立っているギャンブルからの税収に頼るのはやめるべきです。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場(後楽園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第10号
件 名	消費税率5%への引き下げを求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

内閣府が8月17日に発表した今年4～6月期の国内総生産（GDP）速報値が年率換算で27.8%マイナスになりました。昨年10～12月期から3期連続のマイナスです。消費税10%の大増税があり、その大打撃から回復しない状況でコロナ危機が直撃しました。コロナ危機の深刻さはもちろんですが、アベノミクス、とりわけ消費税増税の大失政が改めて明らかになりました。

雇用者報酬がリーマン・ショック時を上回るマイナス3.7%となり、家計消費も30%以上落ち込んでいるという深刻な事態のもとで、暮らしをあたためる抜本的な経済施策が必要です。

世界では新型コロナに対する景気対策はこの1か月でさらに増え、20か国が日本の消費税にあたる付加価値税を減税しています。

ドイツの連邦議会は6月29日、付加価値税を年末までの期間限定で現行の19%から16%に、食品などに適用される軽減税率を7%から5%にする法案を承認しました。

メルケル首相は、付加価値税の減税を含む経済回復政策を連立内閣で決めた後の記者会見で、「付加価値税は消費者全員にかかる税であり、その減税は社会的公正さを保つものだ」と発言し、「将来世代の活動が保証されるように、将来に投資する」と強調しました。

イギリスでは、7月15日から、レストランやパブでの食品や飲料、ホテルやアトラクションの利用料などの付加価値税を20%から5%に引き下げました。来年1月12日までの半年間です。

もともと中小・零細業者にとって、10%の消費税増税は大打撃で、しかも赤字でも納税せざるを得ません。消費税の5%への減税は、家計を応援するとともに、中小企業支援策としても有効です。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

- 1 消費税率を5%へ引き下げることがを国に求めてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第11号
件 名	種苗法改正に関する請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 80%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 20%; height: 15px;"></div>
紹 介 議 員	沢 田 けいじ 浅 田 保 雄 関 川 けさ子 上 田 ゆきこ たかはま なおき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

201国会で継続審議になった種苗法改正は秋の臨時国会で審議入りする見通しです。コロナ禍の今、地球規模の異常気象やバッタの大量発生により深刻な農業被害が出ており、食料を取り巻く海外の情勢はとても不安定になっています。

日本の食料自給率は37%で食料を海外に依存しています。さらに、日本の野菜の種子の90%は海外で生産されています。海外からの輸出が止まった場合、日本人の命を守るのは国内農家です。国内農家は高齢化で離農が進んでいます。種苗法改正で農家に負担をかければ、日本の食料安全保障を脅かします。海外で有事が起きた際、文京区民の食料の安定供給に支障が出ることも懸念されます。種苗には、国民の命を支える大切な役割があります。

種苗法が改正されると、登録品種の自家増殖は一律で許諾制（実質禁止）になります。許諾対象は米、麦、大豆をはじめ、野菜やイモ類、果実、花、キノコを含む農作物の合計8315品種です。登録品種は毎年、約800品種増えており、長期的には今よりも影響が大きくなります。

2015年に農水省が行ったアンケートによると、登録品種を栽培する農家の52%が自家増殖していると回答しています。日本で栽培される稲の品種の数の64%は登録品種です。登録品種の数は地域の特産品の農作物に多く、一例を挙げると沖縄県サトウキビ90%、栃木県イチゴ83%、福島県桃71%、北海道ばれいしょ53%と多くの生産現場で使われています。種苗法が改正されると、農家は自家増殖の許諾料を払うか、種苗を買い直さなければならず、経営に与える影響は大きくなります。

農水省は、公共の種苗の許諾料は安いので心配ないと説明しますが、国や都道府県の種苗事業は民間企業（海外企業の日本法人含む）へ譲渡が促されています。2017年に農業競争力強化支援法が施行されました。8条4項では、国や都道府県の農業試験場の持つ種苗データを民間企業（海外企業の日本法人含む）に積極的に提供しなさいとしています。

現在、世界では4つの遺伝子組み換え企業が、種苗市場の7割を独占しています。日本国民の税金で作られた種苗データが海外企業に譲渡されると、種苗価格と許諾料が高額になることが危惧されます。

種苗法改正で、農家の負担が増えて離農が進めば、日本各地の民間種苗会社や個人の育種家も経営が厳しくなります。登録品種の自家増殖を一律許諾制にして、農家のみに負担させるのではなく、国や自治体の支援で、農家と種苗の開発者を守る仕組みこそが必要です。種苗は国民の命と健康を支える公共的な役割を担っています。農家の離農は、日本の農業を衰退させ、今以上に海外に種苗と食料を依存する事態となってしまいます。

以上のような観点から、下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 農家の経営を圧迫し、日本の食料自給率の低下を招き、文京区民の食料の安定的な確保に支障をきたす恐れがある種苗法改正は慎重審議するように国に要望書を提出してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第12号
件名	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を盛り込んだ文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区では前回の建設委員会（6月29日）以降も、巨大ワンルームマンション建設を巡り、建物の構造や工事車両の通行ルート等を含めて丁寧な説明を求める地元区民と、それを拒否して工事を強行しようとする事業者の間で議論となり、大塚警察署員が出動するという事態が7月30日に発生しました（注1）。所管する住環境課は前回の建設委員会でも「事業者に対しましては、区民に親切に、丁寧に対応するようにということで、指導は行っております」「今行っている対応につきまして、十分なものである」と繰り返しますが、一向に収束する気配は見えず、地元区民らは猛暑の中も事業者が道路交通法や車両制限令を違反することを承知しながら無理矢理、工事車両を通行させることのないよう監視活動を続けています。

文京区には、「文京区まちづくり推進要綱」等や「まちづくり」という言葉が入った条例等がありますが、「まちづくり」の総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」はありません。また、既存の条例・要綱等では文京区としての「まちづくり」の定義付けを明確に定めておらず、文京区としての「まちづくり」の基本理念も明確に打ち出していません。文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を確立し、文京区の「まちづくり」の“憲法”とでもいうべき基本条例を作り、事業者がそれをしっかり理解した上で開発・建築に携わるなら、建築紛争防止につながると考えます。

東京都23区では最近になって板橋区でも「(仮称)板橋区都市づくり推進条例」づくり（注2）が進められています。文京区でも文京区の総合的な「まちづくり」に資する『文の京』まちづくり基本条例（仮称）制定を検討するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定し、その中で文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を明記してください。
- 2 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定し、一定規模以上の建築物の建設を計画する際には「構想段階」で区に届け出て「文京区都市マスタープラン」との整合性や地域のまちづくりの方向性を確認・調整する仕組みなどを整えてください。

注1) この建築紛争では大塚警察署員が出動するケースが3度も発生し、そのたびに事業者は話し合いを検討すると言いながらも、今のところ一向に応じることはありません。

注2) (仮称)板橋区都市づくり推進条例では、「区民発意による都市づくりの促進に係る制度」として「地区計画制度の活用を目指す『まちづくり協議会』の認知及び支援」「まちづくり協議会から地区計画などの申出・提案が出来る制度の充実化」、「大規模土地取引行為の届出に係る制度」として「区に届出を行う制度」などを検討しています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第13号
件名	区の主な都市計画関連の条例において「文京区都市マスタープラン」の趣旨に整合するよう努めることを明記することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区が開発事業者や建築主らに対し、いくら窓口で説明して理解を促しても、条例に明記されているのとそうでないのとでは重みが全く違うということに異論はないかと思えます。なぜなら、条例に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」との一文があれば、それを無視することは努力義務違反とは言え、条例違反になるわけです。

実際に、「文京区の条例等は読んだが、文京区都市マスタープランは読んでいない」と近隣住民「説明会」で表明する事業者が実際にいて（私はその「説明会」に参加して、その発言を聞きました）、別の計画では「文京区都市マスタープランの趣旨に全くそぐわない計画である」として地元区民らの強い反発が起きて建築紛争に発展し、大塚警察署員が出動する事態が3度も起きていることを考え合わせれば、単に小冊子で記載したり、口頭での協議や相談の中で「文京区都市マスタープラン」の趣旨を理解してもらったりすることに、限界があることは論を待ちません。

文京区の条例に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と明記してあれば、事業者や建築主らにとっても分かりやすいですし、文京区としても指導しやすく、建築紛争にまで発展することの抑止力になれば区民にとっても大きなプラスになります。そこで、文京区における主な都市計画関連の条例に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」との一文を加えていただきたく、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関わる条例第四条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。
- 2 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第五条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第14号
件名	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう改めることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区で起こる建築紛争は、「説明会」における説明が不十分であることにも一因があり、例えば小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」を巡っては、近隣住民らが「第3回説明会」の開催を要望して、一度は事業者側も開催することを約束しながら一方的に反故にしたために紛争が尖鋭化し、大塚警察署の署員が3度も出動する事態となっています。しかも事業者側は表向き「話し合いを検討する」と言いながら、一向に話し合う姿勢を見せず、丁寧に説明することもしないため長期化しています。

文京区には「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」（以下、「中高層条例」といいます。）や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」（以下、「ワンルーム条例」といいます。）があり、「説明会」の開催について定めてありますが、現在の規定が曖昧で不十分であり、「説明会」を開催する意義が失われ、有効性と実効性が伴わない事態を招いています。

「説明会」は単に形式的に行えば済むというものではなく、両条例の全趣旨を踏まえれば、文京区においては「協働・協治」の理念のもと、事業者側においては地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であるはずで

そこで、両条例における「説明会」の規定について、事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう区に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすく改めてください。（具体的には以下のようなことをお願いしたいと考えています）
 - 「説明会」を開催する時は「区にも事前に通知する」という規定を加え、区も「説明会」を傍聴するなど参加できるようにする。
 - 「説明会」において隣接・近隣住民が出した「意見書」や「質問書」について、事業者は「見解書」や「回答書」を出し、それらは区にも提出するような規定とし、区が状況を把握しやすく、またタイムリーに指導できるようにする。
 - 事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という努力義務規定を加え、事業者がこれまで以上に丁寧な対応を心がけることで紛争化を防ぎ、区も一層の努力を促せるようにする。
 - 「説明会」での説明事項については、事業者側と隣接・近隣住民側の双方において説明し、説明を受けたことを確認する規定を加え、紛争化を防ぐ。
 - 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、不十分な説明なのに工事が強行されることで、紛争が拗れたり尖鋭化したりするのを防ぐ。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第15号
件名	地域住民が自主的に策定した「まちづくり協定」や「まちづくり憲章」等を、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」支援の仕組みの検討を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区では、区が「拠点地区」に位置づけた地区については「まちづくり基本計画」を策定することができます。しかし、区民が自発的・主体的に自分たちの地域の住環境を守るために「まちづくり協定」「まちづくり憲章」等を策定しようと思っても、世田谷区（注1）や目黒区（注2）のように、区がきめ細かく支援する仕組みが文京区では充実していません。区内ではいくつかの地域で、世田谷区の「成城憲章」に倣った「まちづくり憲章」を作る動きがありますが、文京区にはこうした「憲章」を区が認定・登録するような制度もなく、「憲章」に基づくルールや協定等を地元区民が結んでも、現状では住民が勝手に作っただけに終わってしまいます。

「文の京」自治基本条例で打ち立てた「協働・協治」の理念に基づくまちづくりは、地元区民の自発的・主体的なルールづくりを後押しすることを通じて実現していくことが理想であり、「だれもが住み続けたい」「住みたいと思える」まちをつくるためには地元区民の自発的・主体的な取組を大切に、その思いと願いを大切に育んでいくまちづくりの支援策が欠かせません。つきましては、文京区の住環境を守るため地域の区民が策定した「まちづくり協定」や「まちづくり憲章」等を、区として認定・登録する仕組みを整え、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の支援策を検討するよう区長に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念や基本方針等を「憲章」のような形で区民が策定した場合、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。
- 2 地域の区民が「憲章」のような形で地域のまちづくりの基本理念や基本方針等に基づき策定した具体的なまちづくりのルールや協定等についても、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。

注1) 世田谷区には、都市計画法に基づく「地区計画」とは別に、同区独自の仕組みとして、区民等が地域で定めた街づくりに関するルールを「区民街づくり協定」として区に届け出て、一定の要件を満たせば「区民街づくり協定」として登録し、区は登録された「区民街づくり協定」を公表し、建築事業者等に対して窓口等で周知を図る制度があります。「成城憲章」もそのひとつとして登録されています。

注2) 目黒区には「目黒区地域街づくり条例」があり、区が認定した「地域街づくり団体」が策定した「地域街づくり計画」やそれに基づく「地域街づくりルール」の認定制度を設けています。「地域街づくりルール」によって届け出すべきものとされる建築行為等を行おうとする際は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならないとする一方、そのルールを策定した「地域街づくり団体」に対して建築行為等の内容を説明し、説明内容を区長に報告しなければならないといった規定を定めています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第16号
件 名	国の責任による「20人学級」を展望した少人数 学級の前進を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	萬 立 幹 夫
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業中や学校再開への移行段階で「3密」を避けるためクラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われました。20人程度で授業を受けた子どもたちからは「いつもより勉強が良くわかった」「手を挙げやすかった」などの声が聞こえ、教職員から「ゆとりを持って子どもたち一人ひとりと丁寧にかかわることができた」、保護者から「感染から子どもを守るには20人くらいがいい」など肯定的な声が上がりました。20人で授業を受けられるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながることで実感されました。

学校を再開するに当たり、感染拡大防止対策として教室の「密」を避けるための少人数学級・授業、学校規模の縮小などが必要です。そのためには教職員を増やすことが不可欠です。現行の40人学級では子どもたちのいのちと健康を守ることはできません。教室に「社会的距離」を確保するには20人程度で授業できるようにすることが必要です。いま「20人学級」を展望した少人数学級の前進が求められています。

さらに、教職員も40人学級で感染防止対策をしながら、授業時間の確保に追われている学校現場の状況があります「子どもも教職員もくたくたになっている」「消毒作業など過重な労働」「感染拡大を招いてはならないという精神的な負担」など悲痛な声が上がっています。

さまざま課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施していますが、国の責任による少人数学級は小2で止まったまま8年連続で見送られています。

コロナ禍の中で「20人学級」を展望した少人数学級の前進は圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応じて自治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策でないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押し付けることなく、国が責任を持って少人数学級の前進とそのため教職員定数改善を行うことがきわめて重要です。

請願事項

- 1 子どもたちのいのちと健康を守り、成長と発達を保障するため、緊急に20人程度で授業ができるようにすること。そのために教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。
- 2 「20人学級」を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は、義務標準法を改正し教職員定数改善計画を立てること。